大規模小売店舗の変更に関する届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により以下のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、法第８条第２項の規定により意見を述べようとする者は、この公告の日から縦覧期間の終了する日までに宮崎県知事に意見書を提出することができる。意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を記載すること。

届出年月日：令和８年１０月２２日

店舗名：ダイレックス南延岡店

設置者：昭和リース株式会社

縦覧場所：宮崎県商工観光労働部商工政策課

縦覧期間：令和８年11月６日から令和９年３月８日まで

届出概要：別紙のとおり

様式第２（第６条関係）



※受理年月日	R8年10月26日
※受理番号	08032
※備　考	

変更届出書

令和８年１０月２２日

宮崎県知事　殿

（設置者）
昭和リース株式会社
代表取締役　泰山　信介
東京都中央区日本橋室町二丁目４番３号

大規模小売店舗立地法第６条第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス南延岡店
延岡市別府町４４５２番２　外

２　変更した事項

（１）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）昭和リース株式会社
代表取締役　瀬戸　紳一郎
東京都文京区後楽一丁目４番１４号

（変更後）昭和リース株式会社
代表取締役　泰山　信介
東京都中央区日本橋室町二丁目４番３号

（２）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）ダイレックス株式会社
代表取締役　多田　高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬９３０番地

（変更後）ダイレックス株式会社

代表取締役　五味　肇

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬９３０番地

3　変更の年月日

上記２（１）住所の変更：令和２年１月２０日

代表者の変更：令和６年１２月１１日

上記２（２）令和６年３月１日

4　変更する理由

上記２（１）：大規模小売店舗を設置する者の住所移転及び代表者交代のため

上記２（２）：大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者交代のため

（備考）１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　※印の項は記載しないこと。